

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とぴっくす

◆「パワーハラスメント対策導入マニュアル」が発表されました。 (平成27年5月15日)

厚生労働省は、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を推進するため、企業の中でパワーハラスメント対策に取り組む際の参考になるよう、「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」を初めて作成しました。また、7月から、今回のマニュアルを活用した「パワーハラスメント対策支援セミナー」が全国約70か所で無料開催されます。

*マニュアルのダウンロードはこちら

ポータルサイト 明るい職場応援団ダウンロードコーナー
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download>

◆平成27年度 雇用関係助成金が改正されました!

<新設>

- 受入れ人材育成支援奨励金／早期雇入れ支援
- キャリア形成促進助成金／ものづくり育成訓練
- 企業内人材育成推進助成金／個別企業助成コース・事業主団体助成コース

<廃止>

- 高年齢者雇用安定助成金(高年齢者労働移動支援コース)
平成27年3月31日までに対象労働者の雇入れを行った事業主の方が対象となります。
 - 精神障害者等雇用安定奨励金(精神障害者雇用安定奨励金)
平成27年3月31日までに対象労働者を雇い入れ、かつ、働きやすい職場づくりのための取組を実施した事業主の方が対象となります。
 - 両立支援等助成金(子育て期短時間勤務支援助成金)
平成27年4月9日までに短時間勤務制度を開始し、平成27年12月31日までにこの制度を対象労働者に6か月以上適用した後、1か月以上引き続き雇用した事業主の方が対象となります。
 - 両立支援等助成金(ポジティブ・アクション能力アップ助成金)
平成27年3月31日までに数値目標を掲載した事業主の方が対象となります。
- 上記以外にも、要件が変更されている助成金がありますのでご注意ください。

*助成金情報はこちら

[厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金](#) で検索ください。